学生の皆さん

学生支援センター長 岡本 好弘

春休み期間中の過ごし方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑え込むため、愛媛県では、3月7日までを特別警戒期間として、引き続き感染回避行動の徹底が求められています。また、首都圏を中心に、現在も緊急事態宣言が継続されています。

春休みを迎えて、帰省や旅行など県外との行き来による感染の持ち帰りや、送別会・謝恩会・同窓会等への参加により、感染拡大のリスクが増大します。学生の皆さんにおいては、 状況によっては実施・参加を控えるなど、以下のような感染回避行動を徹底してください。

- 1. 会食(いわゆる「飲み会」) について
 - 大人数(5人以上)、普段顔を合わせないメンバー、長時間の会食は行わない。
 - 春休み恒例の送別会や同窓会等であっても、開催を見送る、誘われても断る。
 - 飲食店での会食だけでなく、ホームパーティー、カラオケ等も同様に感染リスクがあることを認識する。

2. 移動について

- 特別指定地域及び指定地域への移動については、その必要性を家庭で相談するなど 十分に検討し、移動の是非を慎重に判断する。
- 地域に関わらず、卒業旅行等のグループでの旅行は自粛する。
- やむを得ず特別指定地域へ移動した場合は、帰県後10日間は、原則、在宅待機と する。
- やむを得ず指定地域へ移動した場合は、帰県後10日間は健康観察、不特定多数との接触を避ける等、感染拡大防止のための行動に留意する。
- なお、特別指定地域、指定地域については、下記を確認する。 【特別指定地域等からの移動について(愛媛大学公式 Web サイト)】

3. 課外活動について

- 春休み中の課外活動は、学生生活支援課の許可を得て段階的に行う。新入生歓迎活動については、公認団体のみ制限内での活動を行う。
- 4. PCR 検査又は抗原検査を受ける場合の連絡について
 - PCR 検査又は抗原検査を受ける場合は、所在地を問わず必ず大学に連絡する。 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/soudan_flow_BCP.pdf